

財務省告示第二十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年十二月十二日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合 計	国債の 名	利付 国債	利付 国債	国債の 名
	記 号	記 号	記 号	記 号
六 百 億 円	第 十 四 回	第 九 回	第 八 回	総額 面金額 の
	三 九 銭 十 六 円 二 十	八 九 銭 十 八 円 三 十	七 九 銭 十 八 円 四 十	額 面 金 額 の 買 入 円 格